

防府市統合型GIS管理運営取扱要綱

平成22年3月19日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地理空間情報を電子化して利用することで、業務を効率的かつ効果的に行うためにGISの適正な管理運用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) GIS

地理情報システム (Geographic Information System) の略称であり、位置や空間に関する様々な情報を、コンピュータを用いて重ね合わせ、情報を視覚的に表示させることで、分析・解析を効率的かつ効果的に行うシステムをいう。

(2) 統合型GIS

全庁GIS、業務特化GIS、市民公開GISで共通に利用できるデータを交換可能なデータ形式で整備・管理し、各部署において活用する仕組み又はそのデータをいう。

(3) 全庁GIS

業務系ネットワークに接続したすべてのコンピュータから閲覧・編集が行える簡易な機能を持つGISをいう。

(4) 業務特化GIS

特定の業務に特化した機能を持つGISで、全庁GISでは実現できない機能を有するGISをいう。

(5) 市民公開GIS

インターネットを利用し、インターネットブラウザを用いてGISデータを閲覧又は編集できるGISをいう。

(6) 地理空間情報

空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報(当該情報にかかる時点に関する情報を含む)及びこれらに関連付けられた情報をいう。

(7) 基盤地図情報

地理空間情報のうち、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる精度を持った情報をいう。

(8) GISデータ

地理空間情報をGISで処理できる形式で保存したデータをいう。

(9) 職員

市長、上下水道局、議会、選挙管理委員会、監査委員会、公平委員会、農業委員会、教育委員会及び消防の事務部局に常時勤務する一般職の地方公務員（臨時に雇用される者を除く。）をいう。

(管理運営体制)

第3条 GIS全体の管理運営は、デジタル推進課において行うこと。

2 業務特化GISの管理運営は、当該システムを導入した部署で行うものとする。

なお、業務特化GISの導入については、事前にデジタル推進課と調整を行うものとする。

3 GISの計画、開発、更新及びその他必要な事項のうち重要な事項については、防府市デジタル推進本部において審議を行うものとする。

(GIS管理者)

第4条 GISの適正な管理運営を図るため、GIS管理者を置き、デジタル推進課長をもって充てる。

2 GIS管理者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 統合型GISの活用推進のために必要な総合調整
- (2) 統合型GISのソフトウェアの管理
- (3) 統合型GISのGISデータの管理
- (4) 統合型GISのハードウェアの管理
- (5) 統合型GISのセキュリティ管理
- (6) 統合型GISの障害対応
- (7) 統合型GISの保守
- (8) 統合型GIS利用者の管理
- (9) GISデータのサーバへの登録及び更新

- (10) 市民公開GISの整備運営
- (11) 次条に定める業務特化GISの管理者に対する助言及び指導
- (12) 第6条に定めるGIS担当者に対する研修
- (13) その他GISの適正な管理運営に必要な事項の決定

3 GIS管理者は、GISの運営上重要な事項については、防府市デジタル推進本部会議に諮り、意見を聴くものとする。

(業務特化GIS管理者)

第5条 業務特化GISの適正な管理運営を図るため、業務特化GIS導入部署に業務特化GIS管理者を置き、業務特化GIS導入課等の長をもって充てる。

2 業務特化GIS管理者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 業務特化GISの適正な管理運営
- (2) 業務特化GISのソフトウェアの管理
- (3) 業務特化GISのGISデータの管理
- (4) 業務特化GISのハードウェアの管理
- (5) 業務特化GISの操作及び障害対応
- (6) 業務特化GISのセキュリティ管理
- (7) 業務特化GISの保守
- (8) 業務特化GIS利用者の管理
- (9) その他業務特化GISの適正な管理運営に必要な事項の決定

3 業務特化GIS管理者は、所掌する業務特化GISに係るシステム変更等の必要が生じた場合は、GIS管理者と協議するものとする。

(GIS担当者)

第6条 GISの適正な利用を図るため、GIS管理者と協議のうえGIS利用課等の長が利用課等の職員の中から指名する。

2 GIS担当者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) GIS担当者研修への出席
- (2) GIS障害発生時の対応
- (3) その他GISの適正な利用に関する事項

(GISデータの整備)

第7条 新たにGISデータを作成しようとするときは、事前にGIS管理者と協議を行うものとする。

2 GISデータを新たに作成又は更新をした場合は、防府市統合型GISデータ説明資料（様式第1号）をGIS管理者に届け出ること。

3 GISデータのうち基盤地図情報に係るデータの整備及び管理は、原則としてデジタル推進課において行うものとする。

（GISデータの利用申請）

第8条 全庁公開されていないGISデータの利用に当たっては、防府市統合型GISデータ利用許可申請書（様式第2号）をGISデータ所管課等の長に提出し許可を得るものとする。

（GISデータ利用許可）

第9条 前条により申請があったGISデータ所管課等の長は、申請内容を審査し、目的、用途が妥当と認めた場合は、防府市統合型GISデータ利用許可通知書（様式第3号）をもって許可するものとする。

2 GISデータ所管課等の長が前項により許可した場合は、防府市統合型GISデータ公開依頼（様式第4号）をGIS管理者に提出するものとする。

（利用制限の解除）

第10条 前二条の規定は、利用制限の解除について準用する。

（GISデータの取扱）

第11条 GISデータの取扱いを次のとおり定める。

（1） GISデータの作成及び利用については、測量法及び著作権法その他日本国の法律を遵守するものとする。なお、本市以外で作成されたGISデータは、使用許諾契約等を遵守するものとする。

（2） GISデータの管理及びGISのセキュリティについては、防府市情報セキュリティポリシーの定めにより取り扱うこと。

（3） 統合型GISで取り扱うGISデータの外部提供については、（1）及び（2）に基づく重要性分類に従い、公共性の高い活動を行うために必要な場合に限るものとし、GISデータ所管課等の長の許可を得るものとする。

（4） GISデータの利用責任は、いかなる場合においてもGISデータ利用課等にあり、GISデータ利用によって問題が生じた場合は、GISデ

一タ利用課等において解決にあたるものとする。

(5) GISで取り扱う個人情報の保護及び管理については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び防府市個人情報の取扱いに関する管理規定（令和5年訓令第4号）の規定により取り扱うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めることのほか、GIS管理運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月19日から施行する。

防府市統合型GIS取扱要領は、廃止する。

防府市統合型GIS地番図取扱基準は、廃止する。

防府市統合型GIS航空写真取扱基準は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第1号)

防府市統合型GISデータ説明資料

処理番号	第 号	
処理年月日	年 月 日	
データファイル名		
データの説明		
種 類	<input type="checkbox"/> 点 ・ <input type="checkbox"/> 線 ・ <input type="checkbox"/> 面 ・ <input type="checkbox"/> 属性	
処理内容	<input type="checkbox"/> 新規作成 ・ <input type="checkbox"/> 編集 ・ <input type="checkbox"/> 削除	
編集内容 処理内容が編集の場合	<input type="checkbox"/> 点・線・面の追加 ・ <input type="checkbox"/> 点・線・面の移動 <input type="checkbox"/> 線・面の形状変更 ・ <input type="checkbox"/> 点・線・面の削除 <input type="checkbox"/> 属性フィールドの追加 ・ <input type="checkbox"/> 属性フィールドの削除 <input type="checkbox"/> 属性の追加 ・ <input type="checkbox"/> 属性の削除	
	編集内容の説明	
処理担当者	会 社 名	
	担当者氏名	
	連 絡 先	
処理業務名 処理を外部委託した場合	年 度	
	業 務 名	
前回処理情報 既存データに対して 処理した場合	前回処理番号 第 号	
データ所管部署情報	部 署 名	
	担当者氏名	
	連 絡 先	
備 考		

(様式第2号)

第 号
年 月 日

防府市統合型GISデータ利用許可申請書

地理空間情報を利用したいので、防府市統合型GIS管理運営取扱要綱第8条により申請します。

〇 〇 〇 〇 長 様

〇 〇 〇 〇 長

利用するデータ名	
利用する期間	年 月 日 ~ 年 月 日
利用する業務	
業務の内容 (具体的に)	
印刷しての利用	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (理由)
備考	

(事務処理欄)

合 議		担当者	係 長	課長補佐	課 長	許 可 伺	月 日
利用可否	許可通知日	備考					
可 ・ 否	年 月 日						

(様式第3号)

第 号
年 月 日

防府市統合型GISデータ利用許可通知書

年 月 日付け 第 号の申請について、防府市統合型GIS管理運営取扱要綱第9条第1項により許可します。

〇 〇 〇 〇 長 様

〇 〇 〇 〇 長

許可するデータ名	
許可する期間	年 月 日 ~ 年 月 日
許可する業務	
業務の内容	
許可条件	
印刷の許可	<input type="checkbox"/> 許可 ・ <input type="checkbox"/> 不許可 (理由)
備考	

(注意事項)

- 1 利用にあたっては、防府市統合型GIS管理運営取扱要綱を遵守すること。
- 2 許可条件がある場合は、その指示に従うこと。
- 3 地理空間情報利用にあたっての責任はデータ利用課等にあるが、問題が発生した場合は、データ所管課等の長に報告すること。
- 4 その他、利用に関して疑義がある場合は、データ所管課等の長と協議し、その決定に従うこと。

(様式第4号)

第 号
年 月 日

デジタル推進課長 様

○ ○ ○ ○ 長

防府市統合型GISデータ公開依頼

このことについて、下記のとおり設定を依頼します。

公開するデータ名 GISでデータを選択する際の データ名称	
公開するデータファイル名 実際にデータが保存されている すべてのファイル名	
公開するデータ保存場所 公開するファイルを保存している フルパス	
公開設定希望日時 データ公開設定をする希望日	年 月 日
公開ユーザ データ利用を許可したユーザ名	
利用制限	編 集 <input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 不許可
	印 刷 <input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 不許可
	出 力 <input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 不許可
データ利用課等担当者	氏名 電話(内線)
データ所管課等担当者	氏名 電話(内線)